鶴島社長記者会見要旨

日　　時　：　平成１７年１２月１１日（日）午後7時００分～午後8時５０分
場　　所　：　兜倶楽部会見室（東京証券取引所３階）
説 明 者　：　鶴島代表取締役社長、天野常務取締役

鶴島社長　去る１２月８日､ジェイコム社株式の注文の誤発注という問題が起きました。これについては、経緯をご説明したところでありますが、みずほ証券が注文の取消しの指示を出したにもかかわらず、私どもで受け付けられなかったということがございましたので、私どものシステムの面で何か落ち度がないのか、直後から富士通に調査を依頼しておりました。その結果、昨日午後に、中間的ではありますが、富士通から報告がまいりまして、私どものシステムにおいても不具合があったということが判明いたしました。本日は、そのことについて皆様方にご説明をしたいということです。

私どものシステムに不具合があって、投資家の皆様、関係の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。改めてお詫び申し上げます。

去る１２月８日、新規上場銘柄のジェイコム株式会社の株式にみずほ証券株式会社から発注された注文の取消しが実施できなかった件につきましては、当取引所の株式・ＣＢ売買システムの不具合によるものであることが判明いたしました。当初、当該取消注文が実行されなかった原因につきまして、みずほ証券が取消注文の値段にみなし処理後の値段を指定しなかったからとの誤った説明をしたため、関係の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。ジェイコム株式会社、みずほ証券株式会社を始め、投資家及び関係の皆様には、本件に関し多大なご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。重ねて深くお詫び申し上げます。当日の経緯及び状況等について、以下にご報告申し上げます。

まず経緯です。午前９時２７分、ジェイコム株式に対し、みずほ証券が６１万円で１株の売注文を、１円で６１万株として発注いたしました。その際、同銘柄は６７万２千円の特別買気配を表示中でしたが、当該売注文により約定成立要件が整い、売買が成立しました。ただし、今回の売注文が大量で初値成立

後にも残っていたため、残存分は初値決定により設定された呼値の制限値幅の下限である５７万２千円の売注文として登録され、大量の買注文と間断なく順次約定していくこととなりました。その過程で、みずほ証券から当該注文に対する取消注文が発注されましたが、そのような例外的状況において生ずる不具合が売買システムに存在したため、取消しができずにその後も連続対当により約定が順次成立することとなりました。

現時点で判明している処理状況です。新規上場銘柄の初値が決定した際には、当該初値を基準として同銘柄の呼値の制限値幅が設定されますが、この制限値幅を超える注文は、売買取引制度上、制限値段の注文とみなされます（「みなし処理」）。本事象は、このみなし処理が行われた注文に対する取消・変更処理の不具合であることが判明いたしました。具体的には、ジェイコム株式について、特別買気配６７万２千円が表示されている状態で、午前９時２７分に１円の売注文が発注され、初値６７万２千円が決定いたしましたが、これにより呼値の制限値幅として上下１０万円が設定されました。この１円の売注文が大量で初値決定以降もなお残っていたため、みなし処理により呼値の制限値幅の下限である５７万２千円の売注文として登録され、この後、６７万２千円から順次買注文を消化する形で、約定を繰り返しつつ、値段が下落していくこととなりました。このような状況下でみずほ証券による注文の取消しが複数回にわたって行われましたが、当該注文が発注された時点で板状態が対当中、つまり約定処理中であった場合に、対象注文が取り消されないという不具合が発生いたしました。これは、みなし処理がなされる場合に、対当する注文が存在する間に生ずるものと考えられます。

今後の対応です。本事象は、当取引所に直接新規上場する銘柄の場合で、かつ、今回のケースのように、特別買気配が表示中に気配の差引数量を超え、初値決定後も売注文が残るほど大量の注文が、みなし処理の対象となるような値段で発注されたような場合に発生する事象であることから、当面新規上場銘柄に対する監理の強化を行うとともに、今後はこのようなケースを含め、あらゆるケースを想定して十分な精査を行い、不具合が生じることのないよう努める所存であります。また、今般の不具合につきましては、売買システムの開発担当者である富士通株式会社の協力を得て、早急に詳細原因の徹底分析を行うこ

とといたしたいと存じます。今後は、二度とこのような事態を引き起こすことがないよう、役職員、関係者一同全力を尽くし、市場運営に万全を期す所存であります。何卒ご理解・ご支援たまわりますよう、お願い申し上げます。

記　者　　この不具合をもう少し説明して下さい。「当該注文が発注された時点で板状態が対当中（約定処理中）であった場合に、対象注文が取消されないという不具合」という点ですが、これは、処理中であれば、値段にかかわらず、こういうように取り消されないものなのか、それとも、約定処理中であっても、本来は、取消注文が入ったときには、取り消されなければいけないものだったのか、そのあたりの不具合はどういうものなのか詳しく教えて下さい。それから、昨日までの説明では、１円という取消しをしたということだったと思いますが、そもそも１円という取消しがあったのかなかったのか、みずほが５７万２千円で取り消しという作業をしていたのかも含めて教えて下さい。

天野常務　最初のご質問ですけれども、約定処理中、いわゆる対当中というのは、売りの注文と買いの注文がそれぞれ合致して、約定が成立している状態であります。コンピュータがそれを整理してぶつけているという時間帯であります。もちろん、たくさんの注文がそういう間にも来ますので、そうした約定成立中に来た注文は待機します。つまり、約定処理が対当中の処理が終わるのを待って、そして、一旦終わって次の処理に向かう時にそういった注文が入ってきますので、普通ですと注文の取消しをするという場合は、約定処理が一旦終わり、次の処理に移る前にもう一度板状態を再整理するという意味で、待っていた全ての注文を反映して、取消しがあれば、残っていたものの取消しをして、その上で新たに約定の付け合せをするものとなっています。今回のケースはレアなケースではあるのですが、そこで待っていることは待っているのですが、普通であれば待った後、約定処理が終わって全部取り込まれるときに、こういう注文についてのみ、板状態の中に入っていかずに、そのまま戻ってしまう行動を起こしてしまいます。取消しの指図ですから、当然に残っている注文を取り消しにいくという作業をしなければいけない、そういうログを作らなければいけないわけですけれども、そういうことをしないようなことになっていたということです。

記　者　　今のところで、もし正常に作動していれば、不具合がなければ、全く売買が成立しなかったのか、又は、注文が来て待機するところまでは成立していて、そこからは注文が取り消されて被害がもう少し少なくなったということなのか、正常に作動したらどうなのか説明して下さい。

天野常務　システムがもし正常に作られて動作しておりましたら、当然、取消し指図というのは有効に働きますので、私どものシステムで待った後の約定処理の時点で、それ以降の売り注文はなくなりますので、対当・約定はなくなるという意味で、売買がないという状態になると思います。

記　者　　最初に取り消しをする前に、大量の買い注文が順次約定していきましたということなので、最初に約定したものはそのまま約定したままですから、取消処理が入ってから以降ということですか。

天野常務　そうです。

記　者　　１ページの経緯の３行目に「売買が成立しました。」というのは、みずほ分はどのくらい成立したのですか。

天野常務　株数については、各社の手口になりますので、控えさせていただきたいと思います。

記　者　　数字はあるけれども言えないということですか。

天野常務　はい、そうです。

記　者　　さらにその２行目下で、「売注文として登録され」とありますが、登録されたのは何株ですか。

天野常務　それも株数は把握しておりますけれども、控えさせていただきたいと思います。

記　者　さらに３行下で、「取消しができずにその後も連続対当により約定」とありますが、取消し後に約定した分はどれくらいあるのですか。

天野常務　それも申し上げられません。ただ、取消し後に約定した数値というのは、大まかには私ども自身でもわかるのですが、秒単位で繰り返していまして、到達した時点というのは、全部後を追わないと、何分の何秒のところで、私どもがそれを受けたかと、そしてその段階より前とその段階の後で、約定が成立した部分が何株かということは、秒単位と分単位で幅がありますので、そこまではまだ明確ではありません。

記　者　　みずほ側としては、３００億円、含み損と実現損を含めてあると言われているのですが、今後、東証に責任があるとすると、責任負担について鶴島さんはどういうようにお考えですか。

鶴島社長　まだ今、その問題に対して、どうするという決まった方針を持っているわけではありません。当面、この異例の事態をすみやかに正常化し、市場の正常な運営を図ることに、まず全力をあげたいと思っています。

記　者　　いろいろなメディアでは、強制解け合いをやるという報道がございまして、東証と東証グループのクリアリング機構が価格を決める。そうすると、東証に責任がある場合、価格によって損失額が増えるわけです。実際そうすると利益相反という問題が存在しますが、第三者的にどうやって価格を決めるか、どういう作業をされていらっしゃるのですか。

鶴島社長　今、おっしゃられたような見方というものもあろうかと思います。したがって私どもとしては、そういう疑念や誤解を招くような行動は一切慎みます。現在、この決済方法については、仮に特別な方法を採るとすれば、クリアリング機構が検討をして決めるという仕組みになっております。クリアリング機構の取締役会のメンバーは、ほとんどが社外取締役であり、その社外取締役は、市場の参加者あるいは公益を代表するような方ですし、それをウォッチする監査役の方も中立的な方ということですので、クリアリング機構の決定に私どもの利害が絡むということは無いと考えております。私どももそうした疑念を持たれるような行動は一切いたしません。

記　者　　取締役会のメンバーは何人いらっしゃって、そのうち外部の方は何人ですか。

鶴島社長　取締役会のメンバーは、今、十人強おられると思います。そのうち取引所の役員１人が社外メンバーに入っております。それ以外は全員社外取締役です。

記　者　　ＯＢもいらっしゃるのですか。

鶴島社長　社長は、山下さんという証券会社から取引所の副理事長に来られて、その後、クリアリング機構の社長になっている方です。それ以外にもう１人、私どものＯＢの藤澤さんという取締役が１名おります。正確な取締役の構成はホームページで公表されていたと思います。

記　者　　仮に、解合いというものがあるとすれば、流れとしては、みずほ証券と買った方の間で決まって終わって、その後、東証とみずほ証券の間で損失をどうし

ましょうかという段階を踏むことになるのでしょうか。

鶴島社長　決済の方法あるいは決済そのものに私どもとみずほ証券の関係が絡むということではないと理解をしております。決済の結果、仮に、みずほ証券に損失に当たる部分が出たときに、それを私どもに求償するかどうか、もし求償があればそれに対してどう対応するかということは出てくるかと思います。ただし、その前に取引所取引の決済というものは、それとは独立した決済方法としてクリアリング機構で検討されるものだと理解しております。

記　者　　１円で入力したとみずほ側は言っていたのですが、仮に１円で入力しても本来であれば取消しは成立する仕組みになっていたのですか。説明を受けた段階では、５７万２千円と入れなかったから取消しができなかったということでしたが。

天野常務　私も完全に誤認がありました。私の誤認のほうから申し上げます。前回も説明しましたとおり、一般的に、訂正をして、その訂正を取り消す場合は、訂正した後の値段を指定して取り消します。１００円の買い注文を１２０円に訂正すれば、その１２０円を取り消すというのが、一般的なやり方です。したがって、一般的なやり方に従えば、１円の注文が５７万２千円に変わりましたので、５７万２千円というところで、取消しの指図があると誤認をしまして、そういうように申し上げました。かつ、私がそのように理解したのは、電文が残っておりまして、電文の中身に１という数字がありましたものですから、１円という電文でございましたので、これは５７万２千円という数字ではなくて、１円で取消しの指図をお出しになったのだろう。ですから、手順が違うのではないかというように申し上げた訳です。２０００年５月にこのシステムが動きましたが、その時に作ろうとしていたものは、その後の調査をしておりますと、どうも１円で取消しの指示をすると、それを受けて、５７万２千円のところに指図がいって取消しをするという作りをしようとしていたのだと思います。ただし、実際には、そういう作りをしようとしたのだけれども、対当待ちなるという状態で行った時に、今回では、５７万２千円で対当しておりますので、その対当状態で待ちになって、本来は、対当が開いた段階で、取消しの注文がそこに入って、コマンドどおりその指定された注文を取り消してくるはずなのに、できないような作りになってしまっていたということです。指図方法、手順方

法でいうと、作ろうとしていたのは1円から探しに行こうと思っていたようです。非常に特殊な例でありますので、そういう特殊性を考えて、どうも1円から探しに行こうとしてようであり、具体的に言いますと、１００円で注文を指した方は１００円ということはよく分かっておられます。１００円を１２０円に切り替えたということも自分で分かっていますから、当然なのですけれども、１２０円を取り消せばいいということです。最初に１００円で出した注文を取り消すとき、自分が１２０円に変えていますからよく理解ができる訳です。ところが、今回の例のように1円で出したつもりでも、機械が規則に基づいて自動的に制限値幅の一番下の値段、つまり５７万２千円に変えてしまうということにしますので、ずっと画面を見ている人であれば、１円が最下限の５７万２千円になったという認識ができるのですけれども、見ていない方は、５７万２千円が本当に最下限なのか分かりませんので、いったいどこに行ったのだろうというように、すぐには分からない状態があるだろうと多分考えたのだと思います。そういったケースについては、自動的に規則に基づいて読み替えられる前の本人が認識をしている値段から到達するように多分考えたのだと思います。結果的には、そういうように作り上げられておりませんでしたので、みずほさんがやった手順は、作ろうとしていたものの手順には沿っていたものですが、そのとおりコンピュータのほうは出来上がっていなかったということです。

記　者　　みずほ証券は、そういう指示を受けていたのですね。1円と入れればいいという指示を。

天野常務　社内管理番号を使って注文を出す場合に、値段を指定するのですけれども、一般的には訂正後の値段で入れるわけです。つまり、接続仕様書のようなものに沿ってです。ところが、今回のような気配が大逆転をするようなケースについては、具体的な記載が今現在は無いのです。２０００年の頃とか、それ以前にもしかしたら、そういうようなやり方というのをご存知であったとか、あるいはシステム的に情報が残されていてやられたのか、あるいは、たまたま1円なので1円だろうということでやったのか、そこはちょっと分かりません。

記　者　　彼ら（みずほ証券）が認識されたとおりにやったことに間違いはなかったのですね。

天野常務　結果的にはなかったということです。

記　者　　以前の会見でも、東証側には瑕疵はないと思うという発言をされたと思うのですが、基本的に取消し注文がきちんと成立しなかったということについては、これは全面的に東証側に責任があるとお考えですか。

天野常務　システムに取消注文が出されて、正常にそのシステムが働き、参加者の方が定められた手順を踏んでいるということであったとしたら、これはもっと詰めなければいけない部分があるのですが、仮に、そういうことであったとすると、そういう指図があったにもかかわらずシステムが作動しなかったものですから、その部分は私どものシステムに原因があるというように思います。

記　者　　クリアリング機構の役員とか東証との交流についてですが、鶴島社長が東証の社長になられる前、クリアリング機構の初代の社長になられていたことで、実態面で影響力が残るという懸念がおそらく指摘されるということについてはどうですか。

鶴島社長　これは、全くないと思います。私がいた時の取締役のメンバーは殆ど変わっております。現在のクリアリング機構に何らかの影響力を及ぼすというような発想は全く持っておりません。クリアリング機構の方も、そのような影響を受ける状況ではないと思います。

記　者　　クリアリング機構に対する東証の出資比率は何%ですか。

鶴島社長　出資比率は８０数%です。出資比率が高いから影響力があるだろうと思われるかもしれませんが、決定は取締役会で決めますので、取締役会で決める段階で、出資比率は全くと言っていいほど関係ないと思います。

記　者　　システムの問題があるということで、取消しがみずほ証券から来た以降は、システム上の不具合の問題なので東証側に責任はある。それまではないという、こういう色分けになるのですか。

天野常務　責任問題については、全体を調べないといけないので、にわかにそうだとか申し上げられません。少なくとも、到達せずに指示ができなかった原因は、私どものシステムにあると思います。

記　者　９時２９分から３回、取り消しの作業をしているのですけれども、その時、最初の取消しをした段階では、いってみれば東証では約定が一旦終わった段階にあったのですか。

天野常務　ものすごい勢いで出来ていますので、まさに秒単位で約定処理をする。次の

瞬間に待っていた指示を取り込む。この約定処理をほんの数秒でこなして、その間に待っているわけです。開いて取り込んで入れるまでの間は、極めて短い時間なのですけれども、また何秒か待ってということを繰り返しています。指示をお出しになられたのが、例えば２９分の中の何秒のところで、やっていたかというのは全部履歴を広げなくてはいけませんので、そこでの合致した数量ですとか、値段も、非常に詳細なぎりぎりのところではわからない。もちろん、分のところの終わりを見ていけば大体そのレンジの中ではあるわけですから想定はできるのですけれども、具体的に詳細にどこの段階であれば、入っていただろうかというところまでは、もう少し調査しなければいけないと思います。

記　者　　仮に、今後、みずほ証券側から一部の損害を負担して下さいという話が来た場合に、金額はともかくとして、応じる用意はあるわけですか。

鶴島社長　そこは、先ほど言いましたように、今後どういう展開になるのかわかりませんので、どういう場合にどうなるということを予め想定してはおりません。

記　者　　そうはいっても、１３日の決済日を変えないとおっしゃっている訳で、みずほ証券としても、責任の分担がどうなるかわからない巨額のお金を払えるのですか。

鶴島社長　どういう決済方法を採るかということについては、今、クリアリング機構で、議論をされているところだろうと思います。したがって、この決済方法がどう固まってくるかということを見ないと、今ご質問のようなことは分かりません。クリアリング機構で十分いろいろなことを考慮しながら検討を進められているのだろうと思います。それ以上、私どもから現在コメントできる立場ではないと思います。

記　者　　数字とか責任の分担がはっきりしない状況で決済方法というのは確定するものなのか。それとは関係ないところで、決済方法は決まるということなのですか。

鶴島社長　みずほ証券の損害分が発生してそれを私どもに求償するかどうかという問題は今後どう展開するかわかりませんが、そういうこととは離れて、クリアリング機構としてどういう決済方法がいいのか、私も詳しくは存じませんが、マスコミで書かれている差金決済という方法もひとつの方法でしょうし、その他にどういう方法があるということも含めて、クリアリング機構では検討されてい

ると理解しております。

記　者　　東証側の責任負担がどう出るのかということについては、おっしゃれないとおっしゃいましたけれども、取引の取消しが来て以降の損害については、不具合が原因だということをお認めになるのですか。そういうことをおっしゃっているわけですね。そうなると損害の一部は、東証側にかかってくるということにならないのでしょうか。

天野常務　約定の取消しが実行できなかったことの原因は、私どものシステムの不具合にあると思います。それと損害という部分を結びつけるのは、決済方法だとかを見ないと何とも申し上げられないと思います。

鶴島社長　損害の発生やその分担というのは大変微妙な問題ですので、現段階で、そこに私どもが何らかの方針を持っているとか、仮定の話として何かを用意しているということではありませんので、そうした問題について今コメントを求められても答えかねます。

記　者　　システムに不具合がなければ、約定はある一定のところで止まっていたということですか。

天野常務　そう思います。

記　者　　システムの不具合は、富士通の責任ということもあり得るのですか。

天野常務　これも、詳細をもっと調べてみないとわからないところはあると思います。

記　者　　プログラムミスとか、東証が発注したとおりに富士通がシステムを組まなかったとか、どういう原因で不具合が生じたのか教えて下さい。

天野常務　それも現在調査をしておりますので、詳細はもう少し見てみないと何とも申し上げようがないと思います。ただ個人的には、注文の取消しというのは、いわゆる基本の部分でございますので、注文ができないとか取り消せないとかいうのは、本来はあり得ない作りだとは思っています。もっと詳細を調査したいと思います。

記　者　　このシステムが納入されて実際に使用される前にテストはしなかったのですか。

天野常務　これも、今、調べております。例えば、商いで数字が空いているという場合あれば、今回のようなみなし処理をされた注文でも、これは待ちにならないので入ってくるわけです。今回も空きところで、タイミングが合ってその指図が

入れば、これは取り消しができたのです。対当状態になって待ちになっているというところまでは、実態がわかっているのですが、なぜそれが次に開いた時に入れなかったのかというところは、そこはもっと調べなければいけないのですが、そうするとテストという状況で、同じようにうまくいくかどうかを確かめるときに、対当状態とそうでない関係がどういう関係なのかあらゆる状態をテスト環境で作り上げることが本当にできるのかどうか、ちょっとそこは全部が網羅できるかどうかという点があります。テストを完全にこなしたかどうかというのは、これから調べますけれども、テスト項目には入っていなかったのではないか。入っていれば、多分問題が出ただろうと思いますので、そこは多分そういうことではないかと思います。

記　者　　誤発注というのは、結構、証券会社の方で時々あるというように聞いているのですけども、今回の問題というのは、取消し発注が東証のシステムで受けられなかったということで、問題が普段の誤発注の時に起きている問題以上に、300 億近くの損失が出るという大きな問題になっていますよね。かなりの部分に東証の責任があるとお考えですか。それとも 61 万株のものを出したので、ある程度は、みずほ証券の責任がかなり大きいとお考えですか。

天野常務　責任の問題についてはですね、さっきも申し上げましたように、今は、全部の内容だとかを分析しきれていませんので、今の段階で私どもなりの考えを持っているわけではありません。ただ、本来、注文を受けて約定の取消しをしなければならないというコマンドですから、それが実現できなかったのは、私どものシステムが原因であるということだけは申し上げられると思います。

記　者　　今回の問題は、IPO 初日の出来事であったということや、あるいは、数量において非常に大きかったということで、市場の混乱を呼んだわけですけども、2000 年 5 月以降、このシステムが稼動して以来ですね、話題にはならなかったけれども、こういう取消しできないミスとか苦情が東証に寄せられていたということはないのですか。

天野常務　このようなみなし処理でこういう事態が出てきたのは初めてです。

記　者　　先月、システムダウンが東証であって、その時に見直しをされたと思うんですけど、今回もまた全然気づかなかったという、あのシステム障害があったという現実がありますよね。そうすると、東証の皆さんは、自分達でもよく分か

らないシステムを動かして、日本の資本市場からお金を集めているというようなことになりますけども、それに対しての恐れみたいなものは鶴島社長はお持ちなのでしょうか。

鶴島社長　現在、証券市場は装置産業化して、システムがすべてを処理しております。したがって、システムに対して細心の注意を払い、事故に対しては、二度とそういう事故が起きないように検証し、システムの改善を常にやっていかなければならないという気持ちを強く持っております。そうしたことを軽視しているわけではありませんが、こういう事故が出てきております。したがって、皆様方からのそうしたご批判は謙虚に受け止めながら、これだけの市場にあって安定的にシステム運営できるように全力で常に検証しながら運営にあたってまいりたいという気持ちを強く持っております。

記　者　　そうはおっしゃっても、11 月のときも多分今おっしゃったようなこともお話されましたし、その気持ちに偽りはないとは思いますけども、結果としてまたこういう予期せぬことが起きたということは、つまり東証のシステムには、まだ何らかのリスクが潜んでいると考えるのが一番誠実な対応だと思うのです。そういう考えに立って、東証のシステムあるいは売買全体を停止して、東証のシステム全体をチェックするというお考えはありますか。

鶴島社長　システムを全部止めてチェックするというのは、現実に不可能だと思います。それをしてはならないだろうと思います。今、前回のシステムダウンの対応策として、全システムに対する総点検をやっておりますし、必要な外部チェックというものも順次入れてきております。したがって、そうしたことを通じて、今のご批判は十分謙虚に受け止めながら、きっちりしたシステムを作り上げていきたいと思っております。

記　者　　東証のシステムが原因だと分かったのはいつですか。

天野常務　一昨日です。金曜日です。

記　者　　何時ごろですか。

天野常務　金曜日の夕刻です。

記　者　　金曜日の夕刻にシステムに不具合があるって分かったわけですね。

天野常務　みずほ証券さんから、もしかしたら違うのではなかったのかということもありましたので、念のために富士通にテストをやってもらいまして、金曜日の夕

刻遅い時間に、中間的にこういうことではないかという報告が来ました。今、再確認をしているではありますが。

記　者　　金曜日の夕方にみずほ証券から、もしかしたらシステム上の問題じゃないかという指摘があったということですか。

天野常務　いやそうではないです。木曜日に誤発注がありまして、金曜の早朝ぐらいに私どものその時点での説明を申し上げた訳ですが、一般的な訂正手順と違うということで、念のためにチェックをしようということで、そこで動き始めて、金曜の夕刻に第一報が来たということです。

記　者　　第一報が来たというのは富士通からテスト結果が来たということですか。

天野常務　そうです。

記　者　　みずほ証券側には、今回の不具合があったというのは、いつどのように伝えたのですか。

天野常務　中間的なテスト結果ですので、正式に富士通から内容の分析結果がまだ出ておりませんので、出来る範囲で業務仕様との関係とか中身を固めて整理をした上で、内容的なものについて、ある程度確認がとれるまで調査をし、今日のお昼ぐらいに、みずほ証券さんの方にご報告にまいっております。

記　者　　金曜日の夕方に分かって、みずほ証券に伝えるまで１日半あるわけですけども、この間、それだけ時間が経ったという理由は何でしょうか。

天野常務　金曜日の夕刻というのは、その中間的な報告が文書で出てきている訳でもありませんし、口頭でどうも違うようだというようなことでございますので、そこをベースに内容を詰めますので、その段階で対外的に「こうだ」とか、あるいは「こうである確率が高い」というようなことを申し上げる状況ではなかったのです。その後、富士通の方から書面をいただいたのは昨日であり、私どもの接続仕様だとかがどうなっているだとか、いうことを全部突合して見て、それで今日伝えたということです。

記　者　　富士通から正式に書面で来たのは何時ごろですか。

天野常務　金曜日は口頭ですので、書面で来たのは土曜日の午前11時ぐらいだと思います。中間的な文書による報告として「そうらしい」という報告をいただいたのは昨日の午前11時です。

記　者　　昨日中に発表するということはできなかったのでしょうか。要は、時間が経

つだけ、新聞もテレビもみずほ証券が悪いという報道が続いていたのですけども、そういう意味で、昨日中ということはできなかったのでしょうか。

天野常務　正確に言いますと、昨日のところで出てきた紙を見て、仕様書などとの突合をせざるを得ないわけですね、口頭でそうではないかということでしたので、予備的な調査とか分析とか我々なりにできる調べはしておりましたけども、ロジックが違うのではないかという部分で、ある意味で想定、想像の域を出ないような状況でありましたので、文書が来てから、確証といいますか、我々なりにやはりそうだというところに行くには、そこからまた時間がかかったということです。

記　者　　最終的に確証が得られたのは、何日の何時ごろですか。

天野常務　昨日のかなり遅い段階です。私どもの方で完全に分析をして、富士通さんともずっとやっておりました。正式な文書を出すことも要請しておりましたが、分析途中なので出てこないということであったので、昨日の夜中に近い頃であったと思います。

鶴島社長　私が報告を受けているのは、昨日の昼前に文書が来たということです。それから私どもも、いろいろと事実確認をし、また富士通ともそれについてやりとりをし、そして検証を行ってきたということです。今、天野が昨日の夜中ぐらいと言いましたが、実は、昨日の昼から私もずっと取引所におりました。その時、なお私どもと向こうの事務方がいろいろと検証する過程で、今日の朝早くまでのいろいろなやりとりの中で、出せるものが出てくる可能性があるというように聞いておりました。結果的に今朝は出てきてはいないということですが、富士通からその調査報告を受けるのは今朝の段階でぎりぎりではないかということでした。私どもでは、この問題を隠す意図はまったくございません。毎日、報道されておりますし、こうした事実が確認できれば、それは速やかに公表すべきだということで今日に至ったということです。

記　者　　システムに弱いのでもう一回教えて下さい。何秒かおきに、チューリップみたいなものがあるって言いましたよね。閉じているときには、約定処理中っていうやつで、開いているときにパって入ってこなかったのが、ミスだったということなのですけども。つまり正常に機能しても約定処理中のときには入って来れないんですよね。

天野常務　入って来れません。

記　者　　そうすると、不具合の理由として、「対当中であった場合に、対象注文が取り消せないという不具合が発生いたしました」とありますが、通常であっても、対当中であった場合には、そういう処理はできないわけですよね。

天野常務　対当中はもちろん入らないです。入らないですけども、通常の処理というのは入らないときは待っているわけです。その対当が終わった瞬間に取り込まれるわけです。今回の場合は、待っていて対当が終わったときに取り込まれずに戻っていったということです。

記　者　　どうして、今回だけ取り込めないのですか。つまり、これまでも訂正は何回もあったのでしょうけど、なぜ今回だけ取り込めなかったかというと、それはどうしてなのですか。

天野常務　みなし処理だからです。

記　者　　みなし処理は今までは無かったということなのですか。

天野常務　みなし処理は、新規上場銘柄のように値幅制限がないことが前提です。値幅制限があると、機械が自動的に、あるいは規則で、この値段を自動的に別の値段にするということはないのです。ですから、まず新規上場であるということと、基準値段が無い新規上場ということですから、直接上場銘柄だけで、他の取引所から来る銘柄は基準値段がありますから、値幅制限ができています。値幅制限がない中で、通常は、売りが低い値段まで優先し、買いは高いものまで優先します。両方重なっている部分は、その値段の均衡点があって、そこで初めて値段ができるわけですね。値段ができるということは、その値段より優先するものは全部消化をされますので、例えば、その時点で、売りで優先する注文は、約定値段よりもちょっと上のところにあるはずなのです。あるいは約定値段と同じところにあるということです。買いの方も同じでございまして、その約定値段よりも高い注文は全部消化されますので、付いた瞬間は、その値段より高い買いものはないというのが普通の上場の時ということです。そして、その時の値段をベースに制限値幅ができるということですから、ここにみなしをする余地がないわけです。ところが今回は、遥かに下の価格に売り注文が出てきて、値段が付いた瞬間を見ると、本来はこの値段より高いところに売りものがなければいけないのに、とんでもない低い値段まで大量の注文がずっとあ

ったのです。制限値幅が57万2千円になった訳ですけども、それよりさらに下の安い売りものがあったのです。こういうことはちょっと考えられないことなのです。したがって、その1円の注文を57万2千円と認識して一番下のところまで対当してずっとこの注文が生きていたということです。そうしたみなし処理をした注文に対して、訂正の処理をするというコマンドを与えたときに、普通は開いていればですね、入るのですけれども、処理待ちになっている時に、処理が終わったら本当は入らないといけないのに、入らずに返るというコマンドにどうやらなっていたようです。現象面だけでいうとそういうことなのです。ですから、そういう点で言うと、新規上場ということは余りそう多くありませんし、それから制限値幅が逆転をするということも、まず無いですし、かつそれが、対当中というようなこともレアだと思いますから、極めてそういう意味では稀なケースだと思います。

記　者　　蓋が開いたり閉じたりするというのは何秒に一回って、さっきおっしゃいましたか。

天野常務　いや、言っておりません。

記　者　　最初の取消し処理が入ってから、パって開くまでってどのくらいタイムラグがあったのですか。

天野常務　普通は大体3秒ぐらいです。

記　者　　みなし処理上の取消しを可能にする「作り」という表現をされましたが、システム上はそれを可能にする作りなのですか。それとルール上はどうなっているのですか。証券会社がどの時は取り消すことができるというルールがあるのですか。また取り消したら東証はその取消しに応えなければいけないというルールはあるのですか。そういうふうにルールを変えたのですか。それとも、元々あくまでもシステムの話をされているのですか。

天野常務　ルール上は、注文があった時にその注文を受けて処理をするとかという具体的な書き方はしていません。売買についてはシステムで処理をするというように書いてあるだけです。システムでやるという前提は、常識的には、相手の意思がちゃんと伝わるということですから、500円で買いを入れたいという指示を出せば、その指示に基づいて実行されるというのが基本のところでありますので、当たり前のことということで、ルールでは書いてないということです。

それはどういうことでやるかというと、マニュアルであるとか、接続の仕様というところでやる訳です。証券会社さんが例えば、ある買い注文を出したいというのであれば、こういう値段を入れなさいとか、銘柄名を入れなさいとか、コード番号を入れなさいとかという約束事が文書になっていて、それに従ってやっていただくということなのです。

記　者　　みなし処理中に取り消せますよというのはそのマニュアルに書いてあるのですか。

天野常務　マニュアル上で言うと、このような細かい部分が書いてあるわけではなく、一般例として、訂正後の値段を指示して取消しの情報を出しなさいというように書いてある程度で、みなし処理の場合に、どういう値段で指示しなさいとか、そこまでは詳細には書いてはおりません。

記　者　　11月1日のシステム障害を受けて、東証としては全役員が減俸という形で経営責任を明確にしたのですが、今回の件についても節目では何らかの責任を取るということは避けられないというようにお考えですか。

鶴島社長　今回の件については、一日も早くこの異例な事態を解消して正常な証券市場に戻すということに全力をあげるのが私どもの最大の責務であろうと思っております。11月1日にシステムダウンがありました。そして今回こうした件が発生をいたしました。大変短い期間の間に二つの大きな混乱を市場にもたらしたということは、私自身、市場を預かる責任者として、大変重く受け止めております。私自身は、この問題は私の進退を含めて経営責任を判断していくというように考えております。

記　者　　判断するタイミングというのは。

鶴島社長　これは、一日も早く正常に戻すということに全力をあげ、その見通しがつくということがまずは最優先だと思っております。その後、そうした事情や他の状況等を見て、経営責任という問題について判断をしたいと思っています。

記　者　　それは、一番重い責任のとり方としてお辞めになることを考えていると受け止めてよろしいのでしょうか。

鶴島社長　ええ、そのことを含めて経営責任というものについて判断をしていくつもりです。

記　者　　ジェイコム株の決済については一義的にはクリアリング機構の話ですが、市

場開設者としてジェイコム株の売買について明日以降どのようにしていくようにお考えですか。

天野常務　これは、一昨日にも申し上げましたように、今の状況というのは、決済の方法がまだ明らかになっておりませんし、そういう状態のなかで取引をしていただくというのは、あまりにも不確定の要素が多い訳ですから、今後どういう展開になるのか分かりませんけども、明日の朝までそういう状況が続くようであれば、なかなか取引の再開はできないので、明日は、再開できない可能性はあると思います。今、決済の方法等についてどういうように進んでいるかということは、私どもは知る由はありませんので、明らかになれば、それはそれを踏まえて、どのように対応するのかを決定していきたいと思います。

記　者　　金融庁とは現時点でどのようなやり取りをされているのでしょうか。それからもう一点、現在行われているシステムの総点検で、新たな視点の、新たな概念のチェックというのが必要だとお考えでしょうか。

天野常務　金融庁にはもちろん報告をしております。それから、金融庁からは、報告書の徴求という命令を受けました。新たなチェックの方ですが、一つは、新規上場というのはこの後もありまして、こうしたことは滅多にないことなのですけども、100%同じことがないとは限りませんので、運用体制を徹底したいと思いますし、現象面で現れている現象をなるべく早くシステム上でも対処したいと思っています。運用面では、私どもの方で、監理をしますので、その監理の中で、板寄せ中断などを使って、必要に応じて、大きな注文があればその段階で、一旦、約定処理を止めるというような処理を徹底したいと思っています。

鶴島社長　金融庁とは逐次連絡をとっております。金融庁からは、昨日、証券取引法151条に基づいて本件の経緯、現時点で判明している原因等の報告書の提出命令を受けております。期限は明日の正午までということですので、今報告したような趣旨に則った報告書を明日の正午までに提出する予定です。

記　者　　天野さんが、「作り」が思っていた作りになっていなかったとおっしゃっています。それで社長にお伺いしたいのですが、みずほ証券が一回目の訂正を出した以降は、彼らに責任は無いんじゃないですか。その責任は単に東証にあるのではないですか。

鶴島社長　さっきから申し上げているようにですね…。

記　者　　分かりますよ。そこはまあベンダーとの協議もあるでしょうし、分かりますが、彼らに責任は無いのではないですか。

天野常務　システム的に、そういう指示ができなかったことについては、私どものシステムが原因ですから、それはそういうことだと思います。ただ、決済との関係で言いますと、決済システムの中で私どもは当事者ではありませんので、そこをどう整理するのかっていうのは、まだ全く考えておりませんので、今後、検討していかなければいけないことだろうと理解しております。

記　者　　もう一回聞きます。要するにみずほ証券の責任ではないということですね。一回目の信号が来て以降はみずほ証券に責任は無いということですね。

天野常務　システムで取消しができなかったということに関しては、私どものシステム不良が原因だと思います。

記　者　　となると、9 時 30 分、まあ 29 分の末までには、おそらく 3 千株ぐらいしかできてないと思うのです。それ以降殆ど 9 時 30 分以降なのですけど、今回、誤って売買が成立してしまったものの原因の大半は、みずほ証券ではなくて東証のシステムの問題だったのではないですか。

天野常務　原因という点では、その可能性は高いと思います。どの時点で本来到達すべきだったのかという点はもっと分析してみないと分かりませんので、正確なことは申し上げられませんけども、その注文が残ってしまっていて約定したものが何故出来たかという原因は私どものシステムにあると思います。

記　者　　その不具合が起きている原因は富士通側の何らかのシステム上のミスがあって、こういうことになったのでしょうか。

天野常務　それは、分析をもっとしないといけないと思います。殆どありえない状況での事柄でありますので、それを予め想定をするということだったのかどうかについては、もしかすると議論があるかも分かりません。私どもとしては、取消しというのは一つの当たり前の基本のコマンドですから、できるとは思っているのですが、そこはもっと分析しないといけないと思います。

記　者　　システムに欠陥があったということですけど、そもそも当日ですね、モニタリングしていた人がみずほ証券の方に連絡をとって、今、取消注文をやっているというやり取りをされたと先日ありましたけれども、もっと踏み込んで、みずほ証券が 1 円でキャンセルしようと必死になっていて、それでできないから

パニックになったと思うのですけど、一言ですね、金額を変えてやってみるだとか、そもそもどういうやり方をすれば良いかとかですね、市場開設者として、参加者に対して、もっと導いてあげるという、そういう人的、精神面的なものというのは東証には無いのですか。

天野常務　まさに市場監理の本質の部分だと思います。システムでやっていることは事実ですから、システムで出てきたものを人的にどう監理し、カバーするかというのがポイントですから、市場監理の重要なところだと思います。当日のことについて言うと、マニュアルどおりに担当はやっていて、その限りにおいてマニュアルから外れている訳ではないのですが、そうは言いましても、あの時点でも、その状況を的確に把握をして、振り返ってみればということではありますが、別のやり方の選択があったのかどうかということはあると思います。私どもの方でも、まさかシステムに問題があったという認識がありませんので、取消しの指示を早くやってくれというようなことでお願いをして、結局それがなかなか通じないので、私どもなりには、これは報告を受けていることですけども、売買停止をせざるを得ないということで、アクションをした矢先に、反対売買が入ってきたということですから、多分、おっしゃられるのは、そういう売買停止なりの対応をもうちょっと早くすれば、少しでもこういう事態になったことを避けられたということは、まさしく厳しいご意見として受け止めております。

記　者　　仮に東証側に責任があるとして、今言われている 270 億円とか 300 億円とかいう損害を、これを仮に東証が全部負担しなければいけないとなった場合に、東証の財務体力からいって経営上どんな問題が起きてくるのでしょうか。

鶴島社長　負担をどうするか、あるいは損害賠償をどうするかということは、将来起きてくるかもしれません。しかし、こうした責任に対する発言というのは、大変重要な意味を持ちますので、現段階で、仮定の話として、コメントすることは差し控えさせていただきます。

記　者　　現預金というのは今どれくらいお持ちなのでしょうか。

鶴島社長　現預金としては 200 億円を超えていると思います。200 億円強じゃないでしょうか。

記　者　　現在言われている差金決済ですけど、まだ決まっていないということで仮定

の話になりますが、東証が今回の件で瑕疵が無ければ、市場全体の健全化のために一種やむを得ない措置だと私は思っていたのですが、今回のように東証にも応分の責任がある場合に、価格決定の部分で、どうしてもその自己に有利にしたのではないかというように思われてしまうのは仕方がないと思うのです。それで、そもそも差金決済というのは、憲法の財産権の侵害に抵触しかねないような方法だと思いますけど、今後の訴訟リスクについてどうお考えでしょうか。

天野常務　原則的には、クリアリング機構が決済の方法を決定をされるということで、私どもがその方法の決定に関わるということはありませんし、そういうことがないようにアクションしているつもりでございます。ですから、そこで定められた方法で行われるということですけども、市場開設者としては、とにかく異例の事態を市場の本来の責任を果たすべく元に戻していただくような措置がとられることが望ましいと思っています。そのうえで、私どもの責任ということをもしおっしゃられるとすれば、そういったことがどうあるべきかということであり、市場開設者として、こういうことがあったので考え方が変わるとかということはあってはならなくて、そうであっても市場開設者として求められる責任はきちんと果たして、引き続き今の状態を正常な状態に戻していち早く市場が健全に取引の場として働くようにしなければならないということを求める立場には変わらないと思っております。

鶴島社長　今のご質問は、私どもが、そうした意思がまったく無くても、外からそう見られますよというご指摘だろうと思います。私どもも、そうしたことについて疑義を持たれたりする危険性も十分心して、クリアリング機構に対するプレッシャーといったようなことがご質問にありましたけれども、そうしたことは厳に慎まなければならないと思っております。ただ、こうした異例の状態を早く解消して、正常な市場運営に戻すということについては、是非ご理解を賜って、クリアリング機構におかれては、そうした観点から十分なご議論の末に、妥当な決済方法をご検討いただきたいという気持ちは先ほど来申し上げているとおりです。

記　者　　一般論としては訂正後の値段を入れるように指示しているということなのですが、富士通の認識として、本来であれば57万円と入れないといけないと思っ

ているのでしょうか、そこは責任論としてとても大事なところだと思うのですけど。訂正後の値段で指示したにもかかわらず、富士通が指示に従わなかったということで、東証としては、いわばエクストラ・サービスで変なものが来てもちゃんと対応できるシステムになるはずだったけど、なってなくて、という話なのか、この辺の認識というのはどうだったのですか。

天野常務　調べないと分からないということです。データも十分残っているわけではないのですが、1円で入れた人が、57万2千円になっているのか、57万3千円になっているのか、4 千円になっているのかは、ずっと画面に張り付いていないと分からないというところがありますので、多分そこを考慮すればですね、東証自身の方でもそういったケースに限っては非常にレアなケースなんですけども、1 円の方から入っていくように作りたいと思ったのではないかと私は思っています。

記　者　　東証の方ではそういう認識だったとしても、富士通としては、あるいは、みずほ証券の方の認識としてはどうだったのでしょうか。

天野常務　それもどういう仕様が残っているか分からないのです。過去のが「現行どおり」、「現行どおり」というようになっていたりしまして分からないので、みずほ証券さんが、何かそのマニュアル的にずっと歴史的に残しておられて、確たるものがあってやられたのか、普通にそうやられたのか、そこはちょっと分かりません。

記　者　　仮に57万2千円で取消しを打っていたらうまくワークしたか、しないかというところはどうなのでしょうか。

天野常務　その点も検証して、昨日の午前11時に検証結果を文書でもらいましたが、いわゆるみなし処理をしてしまったものについては、57万2千円でも入らないようです。1円から入るのか、57万2千円から入るのか、ということももちろんあるのですが、それ以上にみなし処理をした後のコマンドのつけ方が、考えていたものとは違うことになっていたのではないかというのが今の私どもの感触です。現象面について富士通から昨日文書が出てきて、そこからですし、そうではないかというようなことを、一昨日ちょっと言われて、ああそうなのか、というところから始まっていますので、まだ調査が足らないというのが現状です。

記　者　　1円であろうと、57万2千円であろうと、みずほ証券が訂正を入れたとしても受け付けていなかった可能性が高いということでしょうか。

天野常務　いわゆる対当状態のところでは入らなかったのではないかと、今のテストの状況をベースにすると思います。

記　者　　それは富士通のシステムが出来上がったときには、みなし処理中でもできるはずだったのですか。それとも何らかのミスでみなし処理中にできなくなったのですか。

天野常務　ソフト自体は変えていませんので、2000年の段階で作ったときから、もしシステム上の作りの不良であれば、そのままということです。

記　者　　富士通は悪くないのですか。

天野常務　2000年に作る時に、こういう仕様で作ってくださいということでお願いするわけですが、その時に、みなし処理のときに注文が入ること、みなし処理のときに取消、訂正が入ることを当然私どもは考えている訳です。注文が入るとか、訂正が入るというのは基本のところですから。ただ、みなし処理の時にどうする、例えば、対当待ちの時にも待って入れるとか、そんな細かい指示ではないのです。要するに仕事がちゃんとできるようにというのに近い位の要件定義でありますので、全部細かくあらゆる場面を想定して作ってくれとは言われていないということになれば、それはそうかもしれないし、いやそれは当たり前で、どう見ても論理的にはできるはずだとか、そこは個人的にはあると思っているのですけれど、もっと詳細に調べてみないと明確には申し上げられないということです。

記　者　　そういうシステムを作ったつもりだったのだけども、プログラムミスみたいのがあったのか、それともそういうことをそもそも想定していなかったのか。

天野常務　そこは分かりません。調べたほうがいいと思います。

記　者　　もう直っていますか。

天野常務　今、直しをしようと思っています。

記　者　　新規上場の取引をして大丈夫なのですか。

天野常務　直しというのは、テスト機で直して、作り上げたものをテストして、本番であげるということですから、今の本番システムは当然木曜日のままです。ですから、もしこういうことが起これば、運用管理で付合せの中断をするという対

応をします。我々の市場監理の中で、付合せの中断をすることで、いったん待って、本当にそういう注文が出てきたら、それを確認して、それでも良いということであれば処理するし、駄目なら取消していただくということです。取消しの方法で、反対売買を使うとか、反対注文を入れるとか、それは運用で当面は対応したいと思います。

記　者　　もう一度確認ですが、みなし処理が問題だということで、1 円だろうが、57 万 2 千円だろうが、みずほがどちらの値段で訂正を出しても取消しできなかった訳ですか。

天野常務　今、考えられる重要な要素は、多分、みなし処理のほうだと思いますので、検証しないと分からないのですけど、感覚的には値段の部分というのはみなし処理にくらべて重要度は高くないのかも分からないですね。

記　者　　仮に値段の問題ではないという場合は、取消の注文を出すまではみずほ証券側に原因があるけれど、それ以降は、1 円だろうが、57 万 2 千円だろうが、出しても取消しができないということは、みずほ証券側の問題にならないということなのですか。

天野常務　そうだと思います。

記　者　　みなし処理だから問題が発生したということなのですが、新規上場とみなしというのがセットになって、今回問題が発生したと考えるべきなのですか。

天野常務　そうです。まず注文の受付をスタートする時に、値幅制限がないケースと、それによってみなし処理が起こるケースというのはセットだと思います。値幅制限がないというのは、新規上場の時が一般的なのですけれど、やっていないのでこういうことは発現しないのですが、作りとしては、立会中に制限値幅を縮めるという措置をするようなケースが仮にあった場合、例えば 100 円から 200 円の制限値幅を、150 円から 170 円に制限値幅を縮めるという措置をやる仕組みになったときには、午前中に 200 円でやっている注文が、強引に 170 円に下げられちゃう訳です。そういう意味では、そういうケースが出てくる可能性があって、多分、それはみなし処理になる訳です。ある値段の注文が値幅制限の上限か下限になるという状態は多分同じだと思うので、それはみなし処理になるだろうと思います。そうすると、それに対する取消しか、あるいは訂正のコマンドが、対当状態でない時には入っても、対当状態の時は入らない可能性が

高いのではないかと思います。現実には、制限値幅を縮めるという仕組みにはなっていませんからそれはないですが。

記　者　　何回かみずほ証券が要請した取消はすべて１円だったのですか。

天野常務　コマンドの中身を全部洗わないといけないと思っておりまして、そもそも何回指示されたかということ自体、全部私どもで把握できているかどうか分かりません。つまり、自社システムで直結でやられたものはもちろんコマンドがあるのですが、当然いろんな方法でやられている可能性もありまして、私どもの端末から出されているというケースもあるかも分かりません。また、一つの端末からだけ出るわけではなくて、何百台というところがありますので、その端末の一つ一つの全部の履歴をとった上でないと、今の段階では、ちょっと何回やられたとかということはわかりません。

記　者　　もしかすると、57 万 2 千円で取り消している可能性もあるということでしょうか。

天野常務　それはちょっと分かりません。

記　者　　９時 27 分以降の数分間の間で、みずほ証券は、トラブルシューターの担当の窓口に電話しているはずなのですけれど、その時にどういう対応だったのですか。マニュアルにはちゃんと書いていないけれど、57 万 2 千円にしたほうがいいよとか、そういうアドバイスはしてあげなかったのですか。

天野常務　私がその場にいた訳ではないので、当日の事実経緯を、全部見ているわけではないのですが、報告を受けている限りでは、私どものほうから、最初に電話を差し上げたと思っているのですが。

記　者　　システム上の瑕疵があったとしても、みずほ証券のほうからすれば、東証からもらった電話であったとしても、少なくとも意思として、売買注文に誤りがあって、解消するというのは東証に伝わっている訳ですよね。ということは、契約上の無効をみずほ証券が主張することはできないのですか。

天野常務　注文の執行というのは、自分が押すことで意思表示していると思いますので、それを止めてくれということは、基本的には、端末上の操作によって意思表示がされると思うのですね。口頭でとかというのは、法律上はちょっとどうかわかりませんが、まさにマニュアルどおりでいけば、指図をすることでというように思います。だから、こちらから、やってくださいということを伝えました。

相手の確認をしないと、いやそれでも良いのだ、そういうつもりで出しているのだということも当然あるでしょうから、私どもからすると多分間違いだと思うのですけれど、どうでしょうか、確認をしてくださいというつもりで、最初電話を入れているつもりです。向こうから確認をしますということで、これは私が聞いている話なので全部がそういうことなのか分かりませんけれど、少なくとも報告を受けているのはそういうことで、間違いなので訂正します、だけど訂正が入らない、というやりとりがあったというように聞いています。

記　者　　つまり、そういうやりとりはあったけれど、システム上は訂正が入っていないのが現実で、あくまでみずほ証券には今回の売買注文があったことについては、責任があると、約定したことも責任の一端はみずほ証券にもあるということでしょうか。

天野常務　誤発注の訂正の指示を出されるまでは、見つけたのは私どもが先だと思いますけれど、その段階でみずほさんの注文について無効であるとか、私どもの責任ということはないと思います。もしシステムの不具合がなくて、システムに取消しの指示があった以降の約定の原因は私どもにあると思います。

記　者　　世界の取引所で、同様にシステムの不具合か何かで、間違って成立してしまったケース、損害が出たケースをもし御存知であれば教えてください。

天野常務　分からないです。

記　者　　みなし処理の場合の値段はマニュアルには書いていないのですか。

天野常務　ないです。

記　者　　二日前の天野さんの話では、そういう処理の仕方は業界では常識だとおっしゃってましたが。

天野常務　一般的な訂正においては常識だと思います。100 円を 120 円に変えたら、100 円からではなくて、120 円で取り消すのは常識ですので、その時点では全く心からそう思っていまして、今でも一般的な訂正についてはそうだと思ってます。これは申し訳ないのですけれど、そういう理解をしていて、これはみなし処理でもそうでしょうと申し上げたのですけれど、現実は申し上げたとおりで、大変申し訳ないことですけれど、私の理解が違っていた部分があるということです。

記　者　　東証のシステムが問題なければ、みずほ証券がやったような、1 円での取り

消しというのはうまくいっていたということなのでしょうか。

天野常務　全部調べないといけないのですけれど、多分その可能性が高いと思います。

記　者　　逆にその時のストップ安の値段で取り消しをしていたらどうなのでしょうか。

天野常務　むしろ１円のほうが働くように作り込もうとしていたのではないかと思います。

記　者　　少なくともみずほ証券の手順には問題がなかったということでよろしいですか。

天野常務　私どもの作りの問題のほうが大きいですから、多分そうだと思います。

記　者　　分析結果というのはいつ頃出るのでしょうか。

天野常務　これは、私どもだけでできるわけではありません。今、富士通のほうにお願いしておりまして、相当期間がかかると聞いています。

記　者　　年内ですか。

天野常務　いや、そこまではかからないと思いますけれども、昨日の午前11時に文書をもらいましたが、それも完全に分析が終わったものではなくて、現象面だけなのです。こういう現象のもとになっている部分というのはこれからです。私どもとしますと、その現象が本当にそうなのかという検証をするために昨日一日かかったのですけれど、おそらくそれが私どもの履歴で見て、かつ、富士通で分析するには、まだちょっとかかるというように聞いています。

記　者　　これまでの新規上場では全く起こらなかったのですか。

天野常務　新規上場はもちろんありますけれども、今回のようなみなし処理になることはないです。つまり、何度も言いますけれど、気配が大逆転してしまう訳ですから、それはないです。

記　者　　みずほ証券が取消しの指示を出した以降で生じた現象面での原因は東証にあるというお話があったのですけれど、約定が成立したという責任問題と言う意味でも東証に責任があると読み換えてもいいのでしょうか。

天野常務　まずどういうことかきちんと分析をしないと、今は現象面だけで我々が把握したところで、とにかく早く改善をしないといけないのでやっていますが、実際どういうロジカルなものがあったのか見ないと駄目だろうという点と、そういうことと決済に関する責任は直ちに結びつくものではないということです。

記　者　　約定してしまったということに対する責任ですが。

天野常務　約定してしまったことの原因は私どもにあります。

記　者　　原因ではなくて、責任があるかということなのですが。

天野常務　原因は私どもにあるので、多分約定そのものは私どものシステムに理由があると思います。責任というと、約定そのものの全体を責任といったほうがいいのかも分かりませんけれど。

記　者　　考え方としては、そもそもみずほ証券が大量の間違った注文を出さなければ、こういう結果にはならなかったので、取消しがうまくいかなかった以降の注文は東証にも責任があるかもしれません。そもそも誤った注文はみずほ証券に責任があるから、応分の責任を負うことになるのか。それとも丸々東証の責任になるのかということはどうでしょうか。

天野常務　責任については、全部詰めなければいけないので、今は分からないと思いますが、いろいろな考え方はおっしゃられるとおりあると思います。

記　者　　損害賠償のことはこれからの検討になると思うのですが、大多数の市場参加者の関心があるのは、今回のことが東証の経営に与える影響だと思うのです。今回のことで、もし仮に巨額の損害賠償請求が発生して、東証の運営が困難になって閉めざるを得ないとか、市場自体が閉鎖ということにはならないのでしょうか。

鶴島社長　仮定のもとにお答えするのは適当ではないと思いますが、東証が市場を閉じざるを得ないというような事態はあり得ないと思います。

記　者　　それはどうしてあり得ないのですか。

鶴島社長　それは、財政的にという話でしょうけれど、具体的な仮定の話としてお答えするのは適当ではないですけれども、東証自身が財政的にあるいはそのほかの理由で、閉じざるを得ないという状況を想定することは、私の頭の中では難しいです。

記　者　　それはどうしてですか。つまり株式会社東証が運営できないほど、B/Sが傷んで、お手上げになって、資金繰りができなくなった時にどうかということなのですが。多分そうならないだろうと思うのは何故でしょうか。そうなっても市場の運営が続けられると思うのは何故でしょうか。そういう仮定の話を質問しているのですが。

鶴島社長　今回発生する損害がどうなるか、ということを前提に仮定の話としてお答え

することはできません。けれども東証自身が市場を閉めざるを得ないような状況がどういう場合に発生するか、ということを考えた場合に、現実にはなかなかそういう場面を想定するのが難しいのではないかということです。

記　者　　それは何故ですか。要は、持っているお金には限りが現在あるわけで、それを上回るような負荷がかかった場合でも…

鶴島社長　仮定の話として、東証の責任とか、あるいは損害賠償ということが発生した場合にどうなるかという仮定の話としては、お答えはできないということを申し上げている訳です。そうではなくて、東証が立ち行かなくなる、あるいは閉めざるを得ないというような場合ということを、私自身今話しをすることは適当ではないと思っておりますが、どういう場合にそういう事態が起こるかということを、今考えたときに、現実の姿としてはちょっと想像しにくいのではないかということを申し上げている訳です。

記　者　　取引所がモニタリングしていて、みずほ証券が誤注文をしたと認識をして、通報してあげた時間というのは何時何分でしょうか。

天野常務　9時28分くらいです。

記　者　　みずほ証券のほうが自分で誤発注と気づいたのは何時何分でしょうか。

天野常務　それは向こう様の認識なので、よく分かりません。

記　者　　みずほ証券が最初の取消しを出したのは9時29分ですか。

天野常務　9時29分台だと聞いています。

記　者　　一回目ですか。

天野常務　一回目です。

記　者　　ちなみに二回目、三回目というのは。

天野常務　ちょっとその時間はわかりません。

記　者　　天野常務が、ジェイコム株に係る決済日は13日で変えることはないとおっしゃっていますが、変えることはないですよね。クリアリング機構の話かもしれませんが。

鶴島社長　今現在、私どもは変えることは考えておりません。

記　者　　決済のやり方は原則としてクリアリング機構が決めることだということを二人とも繰り返されていますが、それに不満があって損害賠償請求を起こすといった場合には、基本的にはクリアリング機構が訴えられる第一の主体だという

ように考えられるのでしょうか。

鶴島社長　仕組みの上で、そういうことが実際に起こるかどうか分かりませんけれども、決済のあり方、特に今問題になっているような異常事態を決済面でどう解消するかということを決定するのは、クリアリング機構の権限だということを申し上げているのです。

記　者　　前回の会見のときに、発行済株式総数の40倍という異常な注文が出た場合に、それを東証側のシステムとして自動的に検知してはじくようなシステムは難しいということでしたが、改めてお聞きしますが、それは難しいからやらないということなのでしょうか。

天野常務　前回もやらないというように明言をしている訳ではないと思うのですけれど、システムの負荷は非常に大きいと思います。個別銘柄ごとに、全部、一つの注文を見に行って、発行済株式数を超えているかどうかということを、システム的にやるということは、その他の処理も時間がかかりますので、かなり大きなシステムを作らないと負荷が大きいと思います。ですから、実現するにはそれなりの本当に巨大なシステムを考えなければいけないと思います。ただ、申し上げていますように、こういう問題が起こりまして、やはり影響が非常に大きいということでありますので、検討、研究はしなければいけないと思います。

記　　者　どのくらいのスパンで検討されるのですか。

天野常務　おそらく、こういうものを実現するには、システムとしての世代を全く変えなければいけないのだろうと思います。つまり今あるシステムのハードを少し増やしてだとか、ＣＰＵの増強をして対応しきれるものではないというように思います。ですから、そうだとすると全く根本から世代の変わる次のシステムを作らなければいけない訳ですけれども、御承知のように、これだけの商いが毎日できているわけですから、現状のシステムをある程度使いながら増強して対応するという部分があります。それを全く違うコンセプトで作り変えようとすると、最低でも4年から5年の期間がかかるというのがこの世界の常識だというように思っていますので、次世代とか次々世代というようなレベルでの日程感でないと、なかなか実現するのは現実的には難しい部分はあると思います。

記　者　　クリアリング機構の決定というのは、いつ頃どういう形で我々は知ることができるのでしょうか。

鶴島社長　それはクリアリング機構が決めることですから、私どもが断定的にものを申し上げる立場ではありませんが、決済日が13日に来るということははっきりしておりますので、そのことも十分考慮して機構ではいろいろ検討していただいていると考えております。

記　者　　明日の午前中にはどうでしょうか。

鶴島社長　それはちょっと私どもでは分かりません。

記　者　　明日以降決済した後に、細かく原因を検証したうえで、どういう責任の分担なのかということは今後話し合うことだろうと思いますが、みずほ証券側と東証側の両者で話し合って決めるといった場合に、双方の株主に対して、うちはもっと責任がないじゃないかとか、あるんじゃないかと、そういう利害が出てくると思うのですが、そういう意味では、法廷とか第三者を交えたうえで損害を確定するほうが公平だという見方もあるかと思うのですが、そういうことも想定なさっていますか。

鶴島社長　今おっしゃられるようなことが、具体的にこれから詰めていく中であるかどうか、私どももよく分かりませんけれども、そういう考え方があるのかもしれません。現在私どもが具体的に何かを想定しているという状況では正直言ってございません。

記　者　　金融庁の報告書で報告を求められている内容というのは、みずほ証券の誤発注全体のことに関するものではなくて、あくまで東証の今回の問題点についてということでしょうか。

天野常務　期間がない中ですので、取消しができなかったことについての事実経緯が中心です。

記　者　　さきほど、責任を明確にされたと思うのですが、進退という言葉を口にした以上、一つには社員の士気という話もあるでしょうし、市場参加者がどう思うかということもあるでしょうし、もっと言えば、投資家の東証への信頼ということにどう応えるかということだと思うのですね。正常化の目処とおっしゃったのですが、それはいつぐらいを想定なさっているのでしょうか。

鶴島社長　今回の件については、できるだけ早く正常な状況に戻すということが現段階で私どもに課された最大の責務だろうと認識しており、これに全力を尽くすというのが今の私の立場です。ただ、先ほど言いましたように、11月1日、それ

から今回と、大変短い期間の間に、二つの大きな市場の混乱を招いたということに対しては、市場を預かる責任者として大変重い責任を感じていると、したがって、今後、進退の問題も含めて経営責任について判断をしてまいりたいということを申し上げた訳です。

記　者　　６月が任期でいらっしゃるとだと思うんですが、その前に判断なさるということなのですか。

鶴島社長　６月の任期を待ってということであれば、私が今言っているような表現にはならないだろうと思います。

以上